

## ロシアにおける商標出願制度の概要



黒瀬 IP マネジメント  
黒瀬 雅志 (Masashi Kurose)  
黒瀬 IP マネジメント代表、弁理士

一橋大学大学院(法学研究科ビジネスロー専攻)非常勤講師。中国、ASEAN、ロシアなど新興国における知的財産紛争に関し、日本企業への法的アドバイスを行っている。ロシアに関しては、「ロシア知的財産制度と実務」(編著:産業調査会)、「ロシアにおける知財リスク」(知財研フォーラム)などの著書がある。

ロシアにおける商標の出願手続きは、次ページのフローチャートで示したように、1) 出願、2) 方式審査、3) 実体審査、4) 登録査定 の順で行われる。商標に係る排他権の存続期間は出願から 10 年であり、請求により何度でも、10 年ごとの更新が可能である。

### (1) 出願

・商標出願は、ロシア語で作成された願書をロシア特許庁(ロスパテント)に提出することにより行う(民法 1492 条 1 項)。

・願書には以下の事項を記載しなければならない(同 3 項)。

(i) 出願人の氏名または名称並びに住所または居所

(ii) 商標

ロシアでは、色彩のみの組み合わせからなる商標、音の商標、香りの商標、触感の商標など、新しいタイプの商標(非伝統的商標)も登録の対象となる。

文字商標に関しては、ラテン文字の他にキリル文字で別個の登録をすることが望ましい場合がある(例えば医薬品の商標)。

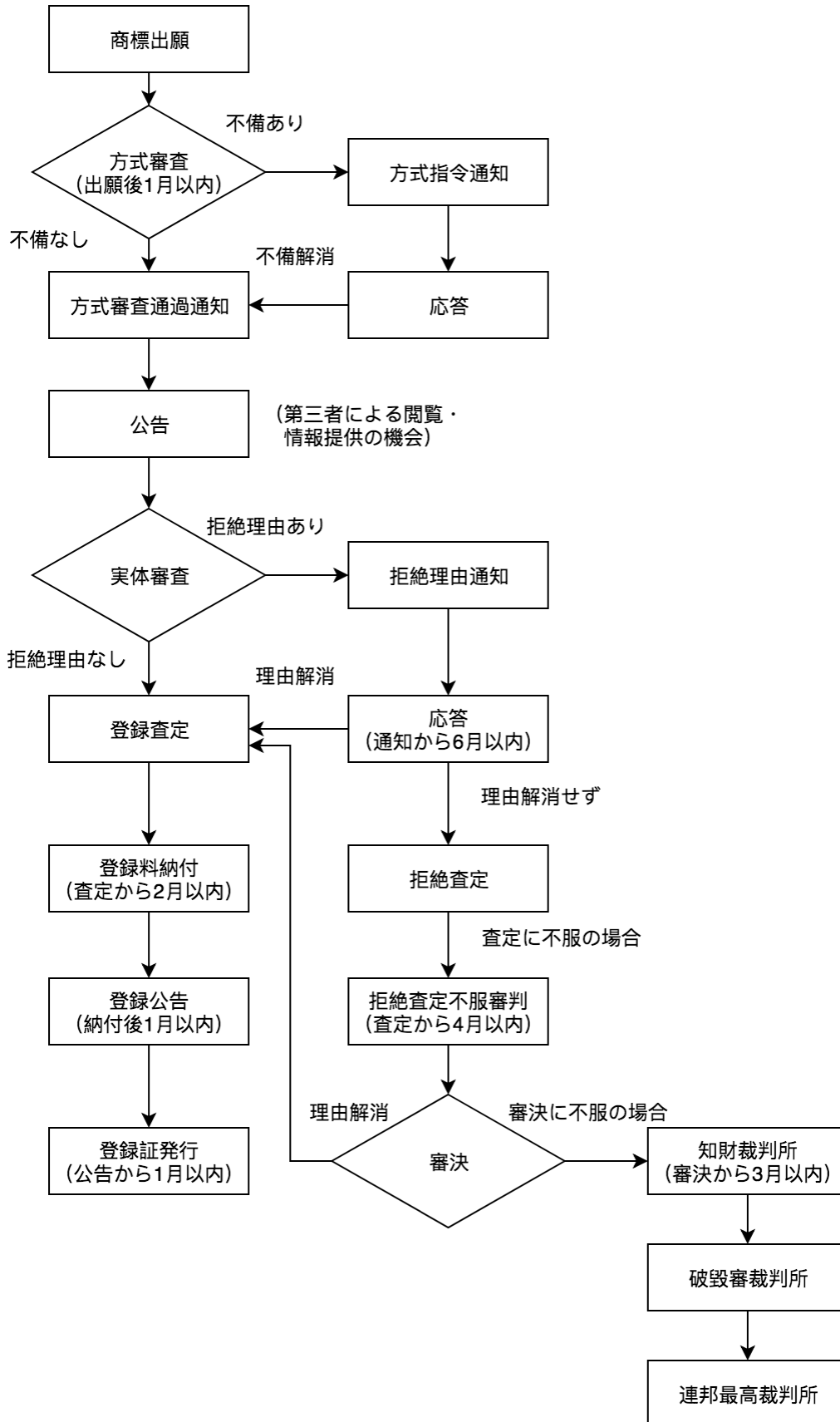
(iii) 区分並びに指定商品および役務

1 つの出願で複数の区分を指定することができる。指定商品および役務は、ニース協定の国際分類に従って記載しなければならない。

(iv) 商標の説明

商標を特定するために必要な場合には記載する。

ロシア商標出願フローチャート



## (2) 方式審査

- ・方式審査では、商標出願の提出書類が所定の要件を充足するか否かについて審査される（民法 1498 条 2 項）。方式上の不備があると判断した場合には、方式指令通知を送付し、出願人に応答の機会を与える。
- ・方式審査が完了すると、方式審査通過通知書が出願人に送付される。方式審査は、出願後 1 か月以内に行われる（民法 1498 条 1 項）。
- ・特許庁は、受理した商標出願についての情報を公告し、第三者は出願書類の閲覧を行うことができる（民法 1493 条 1 項）。
- ・ロシア商標制度には、権利付与前の異議申し立て制度がないが、第三者は特許庁からの通知が出される前に、当該商標出願の有効性に関する情報および見解を特許庁に提出する権利を有する（民法 1493 条 1 項）。審査官は、第三者から提出された情報および見解について、審査の際に考慮しなければならない（民法 1499 条 1 項）。

## (3) 実体審査、拒絶理由通知

- ・商標出願の実体審査においては、第三者の登録商標との類似性の他に、第三者の原産地表示、商号および意匠との類似性などについても審査される。
- ・登録要件を具備しないと判断された場合には、出願人に拒絶理由通知を送付し応答の機会を与える。応答期間は、拒絶理由通知を受け取った日から 6 か月である（民法 1499 条 3 項）。拒絶理由通知への対応策としては、意見書提出、指定商品等の補正、分割出願、先願商標権者への同意（コンセント）交渉等がある。
- ・審査官は、出願人の応答にもかかわらず拒絶理由が解消しないと判断した場合には、拒絶査定を行い、出願人に拒絶査定書を送付する。出願人は拒絶査定書を受領した日から 4 か月以内に特許庁内に設けられた特許紛争評議会（審判部門）に拒絶査定不服審判請求を行うことができる（民法 1500 条 1 項）。
- ・特許紛争評議会の決定（審決）に不服がある場合には、審判請求人は審決書の受領日から 3 か月以内に、知的財産裁判所に審決取消訴訟を提起することができる（商事訴訟法 34 条 4 項 2 号）。知的財産裁判所の判決に不服がある場合には、破毀審裁判所、更には連邦最高裁判所に上告して争うことができる。

#### (4) 登録査定

・審査官は、実体審査において拒絶理由が発見されなかった場合には登録査定を行い、査定書を出願人に送付する。登録査定書を受領してから2か月以内に登録料を納付することにより商標登録される。登録料を納付しない場合には、商標出願は取り下げられたものとみなされる（民法1503条2項）。

・登録料の納付後1か月以内に商標登録簿に記録され（民法1503条1項）、登録公告がなされる（民法1506条）。また、商標登録簿に記録されてから1か月以内に商標登録証が発行される（民法1504条）。

#### ソース

ロシア民法典第4部

JETRO 模倣対策マニュアル・ロシア編(2016年3月)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)